

海津市エネルギー価格高騰対策補助金（第4弾）に関するFAQ

質問1 海津市エネルギー価格高騰対策補助金（第4弾）（以下「市補助金」という）とは、どのような制度ですか。

A：国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰（エネルギー価格等）により事業を行う上で著しく影響を受けている市内事業者及び農作物の生産を営む農業者の負担を軽減することを目的とした市の独自の制度です。

質問2 対象となる事業者は？

A：市内に事業所を有する事業者、農業者（法人・個人）で、市の条件に該当する者が対象です。
事業者➡市内に事務所、店舗、工場その他の事業所
農業者➡市内で農産物を生産する農業者

質問3 本社が市外にある事業者は対象となりますか？

A：市内に事業所または市内で農作物の生産を営んでいる土地であれば対象となります。
ただし、市内事業所で使用した燃料及び電気料金であることが分かる書類（電気使用場所の分かる明細書等）は、必ず添付してください。

質問4 複数店舗を持つ事業者は、全店舗分が対象となるのか？

A：1事業者で1申請となりますので、まとめて申請をお願いします。

質問5 対象となる経費は、消費税を含んだ額で計上していいですか？

A：消費税額は対象外となります。
ただし、軽油税は対象として計上できますが、免税軽油使用証の交付を受けている方は、軽油税を含めないでください。

質問6 なぜ消費税が対象外となるのですか？

A：消費税法上、補助金は不課税（課税対象外）取引に該当します。補助対象経費に消費税を含めた場合、事業所の事業にかかる消費税は実質ゼロとなります。その後、事業者が事業にかかった経費を控除対象額として、算入した場合、確定申告等により消費税相当分の還付を受けることができます。そうなると事業者は消費税

分の補助金の交付を受け、なおかつ消費税相当分の還付を受けることとなり、2重交付の状態となります。

この場合、消費税相当分の還付額を市へ返還する必要がありますが、この返還手続きをすべての課税事業者が行う必要が出てくることから、今回の補助制度ではあらかじめ消費税を対象外として制度設計しております。

質問7 領収証がありません。申請できますか？

A：事業を行う上で必要となる燃料（重油・ガソリン・軽油・灯油・電気・ガス）を使用した領収書若しくは支払の分かる書類は、必ず必要となります。

支払の分かる書類とは、

- ・領収書（詳細の分かるもの）
- ・クレジット払いの明細書（油種等詳細の分かるもの）
- ・クレジット払いの引き落とされた日の分かる通帳の写し等
- ・電気の場合、使用場所の分かる明細書

質問8 潤滑油は対象となりますか？

A：いいえ。

エンジンオイル、ギア油、プレス油、切削油、圧延油などを使用し、機械等を効率よくするための油は対象外となります。

質問9 対象エネルギーは、重油・ガソリン・軽油・灯油・電気・ガスのみですか？

A：はい。

事業を行ううえで主として必要となる燃料で、上記以外の燃料をご使用の場合は、商工振興・企業誘致課または農林振興課へ連絡し相談してください。

質問10 補助対象はどのように計算したら、いいですか？

A：対象期間令和7年4月から令和8年3月までの任意の3か月の間に支払をした燃料・電気代の合計を足していただきます。

燃料・電気の支払月は同月でお願いします。

そこから消費税を抜いて、支払い合計が30万円以上になる場合対象となります。30万円に満たない場合は、対象外となります。また、月末の支払が翌月にずれ込み、1か月に2か月分の支払があった場合は、請求月での支払分とします。

〈例〉

7月支払	106,000円（税抜 96,364円）
8月支払	158,000円（税抜 143,636円）
9月支払	170,000円（税抜 154,545円）
対象経費	394,545円
	$394,545\text{円} \times 20\% \times 1/2 = 39,454\text{円}$
補助額	<u>39,000円</u> となります。（千円未満切捨て）

質問11 誓約書は自作したものでもいいですか？

A：いいえ。

市が定める様式をご使用ください。

誓約書の署名は、印字及びゴム印の場合は、押印をお願いします。
自署の場合は、押印は省略いただけます。

質問12 申請受付期間はいつまでですか？

A：令和8年3月2日（月）～同年4月30日（木）の期間の、

業務時間午前8時30分から午後5時15分までです。

尚、土日祝日は受付できません。

質問13 オンラインで申請できますか？

A：いいえ。

オンラインでは対応しておりません。

事業者の方は、市商工振興・企業誘致課へ

農業者の方は、市農林振興課へ

それぞれの窓口まで持参し、申請してください。

質問14 申請書は、どこで入手できますか？

A：市商工振興・企業誘致課窓口、市農林振興課窓口

または市のホームページからダウンロードできます。

質問15 交付された補助金は所得として計上する必要がありますか？

A：はい。

所得として計上する必要があります。

質問16 事業用の車は、自家用車も兼ねていますが、ガソリン代は補助金の対象になりますか？

A：事業を営む上で必要な車両の燃料費は、補助対象となります。

ただし、事業用として使用した分だけが対象となります。

割合は、税申告等で申請している割合でお願いします。

質問17 事業所と住居が一緒の場合の電気代は補助対象となりますか？

A：事業を営む上で必要とする使用料金は、補助対象となります。
ただし、事業所と住居との専業割合の分かる書類が必要となります。事業割合は税申告等で申請している割合でお願いします。

質問18 申請は、早めに申請した方がいいですか？

A：申請受付期間の令和8年3月2日（月）～同年4月30日（木）の期間内で申請していただければ大丈夫です。ただし、申請内容や添付書類に不備があった場合、受付できませんので、余裕をもって申請いただきますようお願いします。
なお、受付期間を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。

質問19 前回は、未納のない証明書の添付が必要だったと思いますが？

A：今回の申請から添付は不要になりました。
しかしながら、「市税の未納がないこと」は交付条件としておりまして、市で滞納状況を調査し未納があることを確認した場合は、交付対象外になります。別紙4の誓約書にて、市が調査することへ同意をいただきます。

質問20 従業員の寮などで使用する燃料・電気代は対象となりますか？

A：従業員の住居で使用する燃料・電気代は対象外です。

質問21 プリペイドカードを購入し、燃料の支払に使用していますが、対象となりますか？

A：プリペイドカードを購入し、そのカードで支払した場合、プリペイドカードの領収書と、そのカードで支払した燃料の領収明細書が必要となります。
※プリペイドカードは、燃料以外の支払も可能であり、今回の補助金は燃料のみが対象となるため明細書が必要となります。